

4輪貸切走行車両規定および装備

1. ノーマル車両の定義

国内メーカーより市販された車両で、吸排気系が完全ノーマル状態のもの。
外国メーカーの車両は、国内メーカーの車両と同等の排気音量とする。

2. 登録車両（ナンバー付き）の定義

一般公道での使用を目的に、『道路運送車両法』および『道路運送車両法の保安基準』の車検合格した登録（ナンバー付き）車両。
なお、車検対応範囲内での変更（改造）は可能。

3. 競技車両の定義

- ①競技を目的に製作された専用車両（フォーミュラカー、GT）
- ②一般市販車をベースに競技用に改造された車両（N1、N2、チューニングカー）

4. 音量について

走行する全ての車両は、消音効果を持つサイレンサーを装着し、下記の音量規制に合致したものに限定させていただきます。

コース2000

○登録車両（ナンバー付き）／距離0.5m 音量96（dB）以下 ○ノーマル車両／距離0.5m 音量85（dB）以下

※上記は、測定Aにて

○競技（レース）車両

車両区分	音量規制値	
	距離（m）	音量（dB）
測定A	0.5	115以下
測定B	10	110以下

- ・測定A…車両停車状態で、排気マフラー出口から45度の角度で0.5m後方にて最大出力75%の回転数で測定し規制値以下とする。
- ・測定B…走行時にコントロールタワー前を通過した際に測定した数値が規制値以下とする。
- ・直管ストレートパイプ構造マフラー装着車両の走行は禁止します。ただし、JAF公認レースにおける車両につきましては、JAF国内競技規則に準じた車両になります。
- ・ナンバー付き登録車両とは、道路運送法車両法に基づく「保安基準に適合」したものになります。

コース1000

○登録車両（ナンバー付き）／距離0.5m 音量96（dB）以下 ※測定Aにて

5. けん引フック

車両については、牽引フックを必ず装着してください。

また、スポイラー装着（フロントリア共に）車両は、牽引フックが、スポイラーに覆われた状態ではないように加工、または外付けの施しをお願いします。ただし、ネジ込み式の純正フック（ボルシェ、BMW他）は走行中、突起物となり危険をもたらす場合がありますので、車両に常備携帯してください。

※参考 JAF国内競技規則第4章第8条を参考にしてください。

6. ロールバー

ロールバーがなくても走行可能ですが、安全性を考慮する上で、装着を推奨します。

また、オープンカー、グラストップ、Tバールーフなどのルーフに強度のない車両は、接触、横転事故の危険回避のため、強度のあるロールバーを装着される事が望ましいです。なお、ロールバーが装着されていない場合は、ルーフを完全に閉じた状態にしてください。

7. タイヤ・ホイール

タイヤは、スリップサインがでていないものを使用してください。

ホイールのバランス用ウェイトは、ガムテープで固定してください。

8. シートベルト

シートベルトは、3点式以上となりますが、4点式以上を推奨します。なお、オープンカーの場合は、ルーフを開けたままで走行する場合には、4点式以上に限ります。

9. ゼッケンシール

コース2000は、ボンネットと左右のドア、コース1000は、左右のドアに貼付してください。タイヤメーカー販売のゼッケンシールを推奨します。

10. 飛散防止のテーピング

全てのガラス製ヘッドライト、ウィンカー、ストップランプ等は、飛散防止として、ビニールテープ等でテーピングを施して下さい。

11. 消火器

粉末（ドライパウダーなど）または、AFFF（泡）製で、薬剤量1.5kg（ℓ）以上で手動または自動消火装置の搭載を推奨します。

12. 服装

①レーシングスーツは、走行会形式の場合、耐火耐熱構造（ノーメックス素材使用）のスーツ装着を推奨します。また、耐燃素材の長袖・長ズボンの着用も可となります。なお、レースの場合は、耐火耐熱構造（ノーメックス素材使用）のスーツ装着が義務となります。

②レーシンググローブは、FIA公認のものを推奨します。素手、軍手、作業用手袋などは不可です。

③レーシングシューズは、FIA公認のものを推奨します。また、運動靴は可ですが、サンダルは不可です。

④フェイスマスク、アンダーウェアは装着を推奨します。FIA公認のものを推奨します。

13. ヘルメット

走行時は必ずヘルメットを着用してください。

ヘルメットは、FIA公認、JIS規格およびSNELL規格のものとなります。また、2輪用ヘルメットでもMFJ公認のものは可となります。半キャップ・工事用のものは不可です。

※オープンカーで走行の際は、ジェット型は不可となります。また、一度転倒等で衝撃を受けたものや、たとえ外傷等がないものでも

使用が2年以上過ぎた場合には、衝撃吸収力が低下している場合がありますので、新しいものとの交換をお勧めします。

14. 車載カメラ・無線機

装備品（ヘルメット、スーツなど）に車載カメラや無線機を装着することは禁止します。

車体へのカメラ、無線機およびデバイスの取り付けを行う場合は、走行中に落下しないよう万全な対策を行っていただきます。

取り付けステーの全長は可能な限り短く数センチ以内とし、ワイヤーロックなど脱落防止の対応を施してください。取り付けステーの長さや取り付け状態によっては、外していただく場合もありますのでご注意ください。